

5 土第412号  
令和5年12月13日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）

このことについて、従来から貴団体傘下の建設業者等に対する指導をお願いしているところですが、今後も引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保については、その経営の安定性・健全性を確保するために、十分な配慮が必要です。

また、令和元年に改正した建設業法では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定や、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務付ける規定等が追加されているところです。

元請下請間の不適正な取引等の行為は、建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものです。

さらに、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因して工事事故が発生していますが、工事の施工にあたり労働災害等を防止することはもとより、県民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に施工することは建設業者の基本的責務であることから、一層の徹底が強く求められています。

については、関係法令や指針等の遵守について、貴団体傘下の建設業者等の現場事務所まで周知徹底いただくとともに、下請契約における適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び代金支払の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等について、指導いただきますようお願いいたします。

愛媛県土木部土木管理局

土木管理課 契約・建設業グループ

電話：089-912-2643

E-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

(別紙)

## 愛媛県における下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等に係る取組みについて

本県においては、平成3年2月5日に建設省（現 国土交通省）が策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に掲げる遵守事項等について指導・徹底を図るため、建設業者に対して立入検査等を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行うとともに、次のような取組みを行ってきたところである。

### ①社会保険加入対策及び法定福利費の確保

全ての県発注工事において、平成29年10月からは従来の元請及び一次下請に加えて、二次下請以下の建設企業も社会保険等加入企業に限定し、また、本年6月からは、受注者に対して法定福利費内訳書の提出を義務付けるなど、保険加入の推進・支援を通じた建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めている。（建設業の許可・更新申請に際して、適切な社会保険に加入していることが許可要件であるとともに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項（いわゆる「作業員名簿」）に、工事に従事する者の社会保険の加入状況等が記載事項となっている。）

### ②請負代金の円滑な支払

県及び県内20市町発注の公共工事について、中間前払金制度が導入済みであることを踏まえ、制度を適用された工事で、元請負人が同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮いただいているところである。加えて、国や県、一部市町の工事については「地域建設業経営強化融資制度」や「下請セーフティネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、元請負人がこれらを活用することによって、下請負人への適正な支払にも配慮いただいているところである。

なお、下請代金を手形等で支払う場合における手形期間について「建設業法令遵守ガイドライン」で「60日以内とすること」と記載されていることから、引き続き下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請している。

### ③技術者の配置など適正な施工の確保及び工事現場における安全管理

法令等を遵守した適正な施工を通して、建設生産物の安全性や品質を確保することは、建設業者の基本的責務であるが、県内の工事現場において、近年、主任技術者等が適正に配置されていない事例が散見されているほか、死亡事故の発生も相次いでいることから、施工管理や安全管理のより一層の徹底を業界団体への通知等で要請している。

## 国通知の主な変更点（前回通知（R5.8.1）からの追加等）

### ○建設工事の請負契約の締結について

- ・ 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書による具体的な工事内容、請負代金の額、着工及び完工の時期等の建設業法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を明記し、契約の締結を行うよう徹底すること。

### ○建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休 2 日の推進等について

- ・ 工期に関する基準においては、著しく短い工期を禁止するとともに、前工期の遅延による後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理とする。
- ・ 週休 2 日の確保にあたっては、月給制等により、週休 2 日の確保へのインセンティブが働く方策を導入することが考えられる。

### ○施工管理の徹底

- ・ 本年 1 月 1 日より専任を要する下請代金の下限等が変更されているに留意すること。

### ○インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引について

- ・ 本年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されている。
  - ・ 元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用し、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反するため十分留意すること。
  - ・ 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」に記載された具体的な内容の周知に努めること。
- ※インボイス制度の施行に伴い、インボイス（適格請求書）の交付を行わない業者に支払った下請代金の消費税相当額を、元請業者が税務署に納税する消費税額から控除することができなくなっている。